

する諸願について、七月十四日付をもって、紹介議員稲富後人君から取り下げ願いが提出されております。

これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶものあり。

○服部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○服部委員長 次に、内閣提出、参議院送付、屋外広告物法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村茂君。

○中村茂委員 それでは屋外広告物法のこの目的についてお聞きしますが、屋外広告物の表示されたその内容について規制されるものではない、こういうふうな理解するわけですが、そういう理解でいいのですか。

○吉田(泰)政府委員 おっしゃるとおり、広告物の表示の内容そのものについては審査の対象にしない、そういう法律でございます。

○中村茂委員 そうすると、この五条の、途中からですけれども、「広告物及びこれを掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他」というふうな中に「意匠」というのは、広告物そのものの中身の意匠というふうなこの法文ではとれますけれども、そうすると内容についても一応の規制をする、こういうふうになりますか、その五条の「意匠」というのはどういうふうな理解しているのですか。

○吉田(泰)政府委員 「意匠」というのは、広告物の外形上のデザインというものを入りますが、やはりその表示そのもののいわゆるデザインという範囲のものに入ると思っています。

〔委員長退席、渡辺(栄)委員長代理着席〕これは、その限りでは内容にも入っているじゃないかということですが、先ほど私、内容に入らない法律であると申し上げましたのは、中における文章表現であるとか図画の表現であると

か、そういう意思の伝達という、広告のその本来的内容、そういう意味で申し上げたわけでございます。五条に書いてある限りにおいて、その県の判断によって、ある一定のデザインのものは困るというような余地は残る得ることになっております。

○中村茂委員 最近の広告は、文字よりも意匠、デザイン、こういう内容が多く、一般の公衆に広告物としてのアピールができる、こういう傾向にあるわけですが、しかも、こういうものの中身の表現、これを、文字であるのと、意匠、デザインであるのと、この広告物の法律の性格からして、制限をするというところは、これは大きく言えば憲法第二十一条の言論、表現の自由、こういう関連からして、特にこの広告物の掲示の問題については重視しなければならぬ内容を持っていると思うわけでありまして、したがって、第一条の目的である、内容についてはこの法律は触れるものではないのだ、この大原則からいけば、この五条の「意匠」の解釈について、いま言われたような解釈では私は納得できません。

○吉田(泰)政府委員 表現の自由の中核は、その意思表示の内容そのものであります。それで、この法律は、そういうものはあえて触れずに、設置する場所とか、あるいは設置する物件であるとか、あるいは外形的な形状とか寸法とか色彩とか、そういうものを禁止あるいは許可の対象にするというようにして美観風致の維持という公共目的を達成しようとするものであります。意匠というものは、確かに触れざるうちに、厳密に言えば広告物そのものの形態という場合ももちろん含まれますし、それ以外の、若干内容に当たる面もあるかもしれませんが、この法律に書いてありますものは、その意匠そのものが一般の公衆に對してどういった内容の意思であるかということ、そういう観点で考えるのではなくして、意匠のあり方によって美観風致という観点からはなほだ好ましくないというものもあり得るのではないかと。もちろんそれは各県で判断されるわけですが、

が、そういう意味でありまして、それによってその表示する表示者の意思そのものが制約されることは考えておられない次第でございます。

○中村(茂)委員 苦しい答弁ですけれども、いずれにしてもこれは条例を定めて、条例でやるわけでありまして、それを皆さんが指導するわけでありまして、これは、一条の精神というものは、あくまでも内容については制限を加えておるものでもないし、中身については取り扱っておる法律ではないわけでありまして、あくまでも、どういった地域に、どういった場所に、何に表示することができ、できないか、こういう法律の内容でありますから、その中身についてこのところで明らかに「意匠」という問題については特に最近の広告の内容からして触れてくる問題であります。その上に色彩という問題があるわけですが、だからあくまでも、ここで見ていくとこの意匠というの中身にどうして見入らざるを得ない内容になっていくわけですね。だから、これからの条例のあり方ですね、それを運用するしかたとして、やはり法の一条の精神をこの五条の「意匠」によって曲げられないように十分指導していただきたい、こういうふうな思いですが、その点いかがですか。

○吉田(泰)政府委員 おっしゃるとおりでありまして、この条文を拡大的に解釈して内容にわたるような規制をするというようなことは法律は全く考えていないわけでありまして、念を入れて十分指導をしたいと考えています。

○中村(茂)委員 この一条に関連してもう一つお聞きしますが、この法律は「条例の基準を定める」というふうなふうになっているわけですが、この中でいう基準というものを、それから皆さんのほうで標準条例案というものを出して指導しているという話を聞きますけれども、その中身についてひとつ明らかにしていただきたい、こういうふうな思いです。

○吉田(泰)政府委員 この法律は、戦前の広告物行政のあり方が非常に中央集権的であり、地域地域に即した美観風致という点でむしろそぐわない

点が多いのではないかとというような反省の上に立ち、また風紀の維持とか何とかという、広告物の内容そのものを規制の対象としていた点を、新憲法の精神に照らし不適切なものと考えまして、戦後の昭和二十四年にすっかり様相を改めて新たに制定されたものでありまして、そういう意味で、法律では基本となる項目を掲げ、具体的な規制は、それを受けて、法律の規定の範囲内で条例で定める、こういう仕組みになっております。その場合、表現の自由と直接にからむきわめて重要な問題でありますので、各条例にゆだねることが基本的には必要だとしても、その限度というものを法律で明らかにして、その限度内で各県が必要と認める範囲のものを取り上げて具体的に規制する必要があるだろう、こういう意味で、広告物法にはそのいわば最高限度というべきことを書いてあるわけでありまして、つまり、どういった場所である、場所的な制限がまずできるというふうなことで、それから設置する物件についての制限ができるということ、それらについても例を掲げ、その境界をおおむね示している。そのほかに、先ほど言われた第五条で、広告物のものの規格、形状的なもの、こういったものも制限できる。それから今度は、違反に対する措置として、こういうことができませんというようなことを掲げてあるわけでありまして、その範囲内において各県が条例を制定しているという実情であります。

標準条例案というものは、制定当初はつくっておきませんで、個々の通達等によって意のあるところを伝える程度でありましたが、各県の規制内容があまりにもちがはくというところもいかなるものであろうかという声もございましたし、特に、次第に社会生活が広域化される、あるいは新幹線とか高速道路等の、県にまたがるようなスピードのある交通機関が発達する、あるいは国際空港のようなものも出てくるというわけで、各県が法律の範囲内で定めるにしましても、おおむねこの辺のところをモデルになるのではないかと

いう意味で、拘束力はない形でございますが、モデルとして示すという性格のものでございまして、昭和三十九年に、これをモデルとして必要な参考とされたいという形で通達したわけでございます。

その内容は、法律の個々の条文を受けまして、禁止地域とか、禁止物件とか、許可の対象になる地域であるとか、それからそういった各種規制の適用除外であるとか、それから広告物設置後の維持管理のあり方であるとか、許可の期間であるとか、許可内容の変更であるとか、許可基準であるとか、期限後除却する義務であるとか、一定の場合の許可の取り消し、除却命令、それから、これは法律にございせんが、慎重を期する意味で、いろいろな禁止場所とか許可基準というふうなものを含める際に、県に屋外広告物の審議会を設けて、そこに学識経験者等を入れた多数の構成員によるその審議を尽くした結果を採用するようにという意味を兼ねまして、審議会の設置であるとか、手数料、罰則、こういった規定を網羅して書いてあるつもりでございます。

○中村(茂)委員 それじゃ一つ例をとって申し上げますが、電柱、これは常識的には二箇所あります。電電公社の電話を通す電柱、それから電気を通す電柱、これは民間、一口に電柱という二箇所あると思えますけれども、その電柱について、皆さんのほうでいま言われた標準条例案においては、どういう取り扱い方になっているのですか。それと、この法律で一応基準としてどこにその電柱を該当させているのですか。ひとつ電柱を例にとって明らかにしてください。

○吉田(泰)政府委員 電柱につきましては、標準条例案では「禁止物件」、第四条というところに規定しております。まず一般の広告物全体につきまして「電柱、街路樹その他電柱の類で知事が指定するもの」、そこには広告物を掲出することを禁止することができるといふことで、この場合には電柱すべてではなくて、その中でも知事が指定するものというようになっております。(中村(茂)委員)

委員「電柱はすべてではなくて、何ですか」と呼ぶ。まず一般的に広告物全体に対する条文として第四条第一項というのがあります。そこでは「電柱、街路樹その他電柱の類で知事が指定するもの」とありますから、知事が指定する電柱だけが禁止物件になるというところであります。第二項でもって「電柱、街路樹その他電柱の類には、これはすべてのものについて、はり紙、はり札又は立看板を表示してはならない。こういふふうにしてあります。つまり、広告にはいろいろの種類がありますが、そのうちでもはり紙、はり札、立看板という種類の広告物は電柱には一切禁止することができ、こういう趣旨であります。

法律のほうは、これに対応する規定としては第四條第二項に「都道府県は、条例で定めるところにより、左の各号に掲げる物件に広告物を表示し、云々のことを禁止し、又は制限することができ、」とありまして、ここで例示してありますものは「橋りょう」「街路樹、路傍樹」「銅像及び記念碑」とありまして、その次に「前各号に掲げるものの外、当該都道府県が特に指定する物件」とあります。標準条例案には「前各号に掲げるものの外、特に指定する物件」というモデルとして書いてある、こういうわけでありませう。

○中村(茂)委員 先ほど、標準条例案というのは歴史的な経過からして当初は出さなかったけれども、それだけの府県であまりにも凹凸があり、ばらばらになっては困るということが一つと、それからこれはあくまでも一つの境界を示したものだ、こういう二つの話がありました。このような標準条例案を皆さんが三十九年に出したときには、いま言われましたように、明らかにこの該当条文四條二項の一、二、三の「橋りょう」以下の中には電柱というものは全然ないわけですね。四号の「当該都道府県が特に指定する物件」これに皆さんのほうで標準条例案などといって該当させて、これが標準ですよといって、知事のほうで、県で特に指定する物件としてあえて電柱というものを

を入れたということについては、これは行き過ぎじゃないか。条例案の行き過ぎではないか。例示にはつきりと一、二、三というふうにあるわけですよ。ここに電柱なんか全然ないわけですよ。それをこの条例案に入れている。しかも四号は知事が定めることでしょう。県が定めることでしょう。だから、これこれこういうものもあるけれども、この面については知事がきめなさいという条例案ならいい。そうじゃなくて、一号、二号、三号と同じような羅列になつていて、しかも、先ほどのお話ではポスター、はり札、立看板、こういふふうには張るものまで禁止しているということについては、皆さんのほうで出した標準条例案の行き過ぎではないか。法を忠実に守った条例の一つの案だと言うことは行き過ぎだ、こういうふうには私は理解するのですが、その辺のところについてもう少し説明していただきたい、こういうふうには思います。

○吉田(泰)政府委員 標準条例案は、先ほど申し上げたように施行後かなりたちましてから、各県の実情その他運用上の実態を見まして、一つにはあまりにもばらばらではないかぬというふうなことからつくったものでございます。そういう意味で、もとよりこれによるべしというふうな拘束的な指示は何らしておらないわけでありませう。それにしても、電柱等法律に明示されてないものを標準条例案にあえて記載した理由とかあるいはいささう、並びにどう考えても行き過ぎではないか、こういう御指摘でございませうのでお答えしますが、標準条例案は、当時の各県の条例を広く見渡しまして、その中でも数多くの県がほぼ採用しているような内容のものを、各県の多数が採用している建設省から見てもおかしいとも思わないような内容のものを拾いまして、それを基礎に作り上げたわけではございません。当初の段階から建設省が積極的に標準条例案を出して指示したということではございません。そういうことで、簡単に申し上げれば、各県で電柱等を禁止物件にしてお

た例が多かったということが一つございませう。ところで、ではどうしてそんなことになったのか。電柱というのは、この法律に例示してあるような銅像、記念碑とか橋、街路樹、路傍樹といったようなものとは、禁止物件とするにはかなり感じが違う物件ではないかということでございます。確かに、電柱そのものを考えましたときに、銅像、記念碑のような、それ自体が美的觀念、美的価値のあるものとはほど遠いわけでございますが、実際に広告物行政をやっております立場もあわせ考えますと、道路の両側に電柱が立っているというところが非常に多いわけで、そういう意味で町を通る人の目に非常につきやすい。しかも数多く列をなして立てられているわけでありませうから、そこに広告物が表示されるということとは、一面、見る人の数が非常に多いという意味で、広告物の効果が大きいのでありませう。他面、美觀風致を害するという程度も、数の多さ、人目のつきやすさというところから格段に大きいわけでありませう。そういう点をいろいろ考慮して、各県においても電柱というものは美觀風致の維持のための非常に重要な物件である、こういう判断からその種の規定が多かったのでございます。標準条例案に法律に書いたとおりのことを書くのでは、これはモデル条例の意味をなしません。法律でその他云々と書き加えたことをより具体的にふえんするということから、実際の条例には必要なのでありますから、そういうものの主たる傾向をとらえて、法律に書いてない、書いてないものを具体化していくということは標準条例案としても必要なことではないか、こう考えておる次第でございます。

○中村(茂)委員 法律に書いてないことを書いておく、幅を広げていくのが標準条例案だといふ言ひ方については私は絶対納得できません。何のために法律があるのです。法律の条項で一から三まできちっときまつていまして、四号は県がきめるんでしょ。都道府県がきめるんでしょ。

るである」こう明示してあります。そういう意味で先ほども御答弁申し上げたわけでありますが、それにしても、法律に明示されてないことは文字どおり各県にまかせればいいじゃないかという御指摘でございます。法律に書いてないことで、各県の条例に詳細に事項を掲げ、ふえんしてある項目はたくさんあるわけでございますので、その全体を見渡しまして、その詳しさ等から見て、大体そのままだ条例になる程度の詳しさのものを考えて標準条例案を作成したわけでありますが、中でもいまの電柱を一切、ビラ等につきまして禁止物件にしているという点が非常に問題じゃないかという御指摘でありますので、これを採用している県が数としては多いのでございますが、重ねての御指摘でありますので十分検討させていただきます。

○中村(茂)委員 この条例違反をめぐってすでに裁判にかかっている問題が幾つかあります。それで裁判の結果判決が出た事件も幾つかあります。が、無罪になったのがあります。これは昭和四十一年二月二十日午前二時四十分ごろ、電柱にビラを張り出した事件で、昭和四十三年十月八日に牧方簡易裁判所の取り扱った事件ですけれども、この無罪判決は、いろいろ長くなりますけれども、一番の無罪になった大きな理由というのは、先ほどもちょっと意見が出ていましたけれども、電柱というのは非常に宣伝力もあるし、そこへポスター等、ビラを張るといことは、宣伝的に、経費の面からしても安上がりで、非常に宣伝的な効果がある。これは憲法二十一条の、言論と表現の自由を基本的に認めている、この表現の自由という面からして、非常に効果的な基本的な問題だ。それを条例等によって一方的に禁止しているというところになれば、その反面、十分表現の自由を確保できるような措置を公の場ですという代償がない限り、こういう一方的な、表現の自由を拘束するような、電柱へのビラ張りというものを一方的に制限するということについては間違いだ。憲法違反だ。だから無罪だ。一口に言えばそ

ういう趣旨の無罪判決になっているわけでありま

す。また一方、有罪の判決が出ているものもあります。そこで、私は特にこの判例を引用したのは、やはり憲法二十一条でいっている言論、表現の自由というものは、こういうものを規制していく場合に十分考えなければいけない。それが特に電柱という問題に集中的にあらわれてきているとすれば、先ほどから言っておりますように、条文にもない、それだけの県が自主的にきめる、それを皆さんのほうで、一律にするという意味ではない、参考だというふうに言いますけれども、一応条例の案にそういう重要な問題を載せて、これが標準条例案だぞ、参考にしてくれと出す行政のあり方、これは非常に問題があるのではないかと、そういう意味でこれを引用しているわけでありま

す。それから、このビラ張りに関連してもう一つ問題になるというふうに思いますのは、軽犯罪法一条三十三号に、やはりこの条例について関連してくるビラ張りの問題が一応規制となっている事項があります。しかしこれは一応条件がこの事項にあるのではないかと、こういうふうに私は思うわけでありま

す。それから、このビラ張りに関連してもう一つ問題になるというふうに思いますのは、軽犯罪法一条三十三号に、やはりこの条例について関連してくるビラ張りの問題が一応規制となっている事項があります。しかしこれは一応条件がこの事項にあるのではないかと、こういうふうに私は思うわけでありま

す。それから、このビラ張りに関連してもう一つ問題になるというふうに思いますのは、軽犯罪法一条三十三号に、やはりこの条例について関連してくるビラ張りの問題が一応規制となっている事項があります。しかしこれは一応条件がこの事項にあるのではないかと、こういうふうに私は思うわけでありま

す。それから、このビラ張りに関連してもう一つ問題になるというふうに思いますのは、軽犯罪法一条三十三号に、やはりこの条例について関連してくるビラ張りの問題が一応規制となっている事項があります。しかしこれは一応条件がこの事項にあるのではないかと、こういうふうに私は思うわけでありま

す。それから、このビラ張りに関連してもう一つ問題になるというふうに思いますのは、軽犯罪法一条三十三号に、やはりこの条例について関連してくるビラ張りの問題が一応規制となっている事項があります。しかしこれは一応条件がこの事項にあるのではないかと、こういうふうに私は思うわけでありま

す。それから、このビラ張りに関連してもう一つ問題になるというふうに思いますのは、軽犯罪法一条三十三号に、やはりこの条例について関連してくるビラ張りの問題が一応規制となっている事項があります。しかしこれは一応条件がこの事項にあるのではないかと、こういうふうに私は思うわけでありま

す。それから、このビラ張りに関連してもう一つ問題になるというふうに思いますのは、軽犯罪法一条三十三号に、やはりこの条例について関連してくるビラ張りの問題が一応規制となっている事項があります。しかしこれは一応条件がこの事項にあるのではないかと、こういうふうに私は思うわけでありま

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

ち、特にビラとポスターというような分け方については、分析したものを把握しておられません。

○浦井委員 そうするとどういう尋ね方をしたらよいのですかね。営業的、商業的な違反檢舉件数、これがこのうちにはどれくらいあるのですか。

○相川説明員 商業広告物とその他の宣伝活動といいますが、そういうものを分けたものについて実は十分統計をとっておりませんので、その内訳についてはいまここで答えたいしかねるわけですが、御了承いただきたいと思ひます。

○浦井委員 その程度のこととは、この屋外広告物法の一部改正が国会で審議をされるということであれば当然尋ねられるということでは準備をしておかなければいかぬじゃないですか。警察庁どうですか。

○相川説明員 御指摘のように、しっかり検討しておくべきだったと思ひますが、私、ちょっとつかつてございまして、目下のところ十分分析をいたしておりませんような状態です。

○浦井委員 これは答えにも何にもならぬわけですが、そうすると調べればわかるわけですか。

○相川説明員 犯罪統計の数字はいまコンピュータでとっておるわけですが、その統計のとり方に、いま先生が御指摘のような分け方で実は統計をとっていないわけですが、したがって、この中身といひますか内訳を明らかにするためには、各県警察に、特別調査という大げさですけれども、特に命じまして調査をすれば明らかにできます。

○浦井委員 どれぐらいの日数で明らかにできますか。

○相川説明員 各管区警察を通じて大至急にやりますれば三日ぐらいでは集まると思ひます。

○浦井委員 国会は二十四日に終わるといふことになっておる。それまでの委員会審議に間に合いますか。

○相川説明員 きょうは十八日でございます。

で、大至急調査をいたしますならば……（井上善）委員「あさつてまでに間に合うのか、どうだ」と呼ぶ）間に合わせたいと思ひますけれども、極力努力いたします。

○浦井委員 私は何度も言うようにすけれども、この屋外広告物法の一審大事な点は、あとから詳しく述べますけれども、憲法第二十一条の言論、表現、こういう自由に対する保障を制限しようとしている、こういうところにあるわけですが、そういうことになってきまして、私がいま尋ねておる数字というのは一番基礎にならなければいかぬ数字なんです。それを警察庁はここで用意しておらないというのには全く怠慢であると思ひます。だからこれは、あさつてが定例日で、そこでもう一度この法案の審議が行なわれるわけですから、それまでにひとつ委員長、資料を整えるように手配をお願いしたいと思ひます。

○服部委員長 ちよつと速明をとめて。

○服部委員長 速記を始めて。

○浦井委員 そうしたら、その点はひとつ保留にしておきたいと思ひます。

その次の問題は、今度は分類を変えて、先ほど建設省のほうから、この法律の目的は美観風致、それから公衆に対する危害の防止というふうな言われたわけですが、公衆に対する危害を防止するという目的に反したために檢舉をされた事例というのはいくつかあるわけですが、

○相川説明員 たいへん申しわけありませんが、いま係の者に先ほどの件を指示いたしておきまして、先生の御質問を十分聞き取ることができまじんでしたので、もう一度お願いいたします。失礼いたしました。

○浦井委員 よく聞いておってくださいよ。先ほど建設省に尋ねたのですけれども、この法律の目的の一つは「公衆に対する危害を防止するため」ということになっておる。よろしいですか。その目的に反するために檢舉された件数なり

人数なり、歴年、たとえば先ほど言われた四十二年から四十七年でもよろしいですが、この数字はわかりますか。

○相川説明員 先ほど建設省から答えがございましたように、屋外広告物条例違反には二つの形態があるわけですが、美観風致を害するもの、あるいは公衆に危険を生ずるというふうなもの、ではこの内訳をしっかりと押えているかというお尋ねかと思ひますが、これまた、たいへん申しわけないことですが、先ほどの商業広告とその他の広告宣伝、態様別に分けて統計をとっておらないと同じように、この二つの違反態様につきましても実は分けてございせん。そこでも、先ほどお答え申し上げましたように特別調査をして明らかにする必要がありますと存じます。

○浦井委員 建設大臣にお尋ねをしたいと思います。私と警察庁の間答を聞いていただいております。私に聞かされたと思ひますけれども、この法律の目的、たとえばビラ、ポスターでいいますならば、公衆に危害を加えるという点であり、先ほどの建設省の御答弁のように物理的な危害を加えるということになりますと、これは大体張つてあるビラやポスターが公衆に危害を加えるということとはなからうと思ひますけれども、ひとつ大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○金丸國務大臣 先生御指摘のとおりだと、私も同感であります。

○浦井委員 とすると、この法律が実際にいままで運用されてきたのは、これは二から一を引くと一が残るわけで、美観風致という項に違反をしておるといふようなことにならざるを得ぬのではないかと私は思ひますが、この点では建設大臣どうでしょうか。

○吉田（憲）政府委員 屋外広告物にはいろいろな種類がありまして、大きなものは広告塔のようなものから、広告板とか、通常看板とか、置き看板とか、いろいろあるわけでございます。御指摘のよ

うなビラ、ポスターのたぐいは、そのことが物理的に危害を与えるということは考えられませんが、一面、道路交通の支障になるような形で、標識の表示とまぎらわしいものとか、これを見にくくするとかいうような意味の危害は考えられると思ひます。それから、立看板ということになりますと、ワタ組みがあつて、物理的にも、その取りつけが悪いという場合に、大きな広告塔などの転落というほどのことはないにしても、やはりかなりの危害という可能性はあるのではないかと。まあビラについては御指摘のようなことだと思ひます。

○浦井委員 まあきわめて——きわめてははずしいですが、まれにそういうビラで危害を加えるというケースも私はあえて否定はしませんけれども、ほとんどはそういうことではないということになると思ひます。

で、序論はそれぐらいにいたしまして、憲法第二十一条に言論、表現の自由が保障されておる、こういうことで、これは言うまでもなく民主主義の基本であるわけですが、だからこれが憲法でうたわれておるだけではない、この屋外広告物法を含めたいろいろな法律において、あるいは条例において、具体的にしかも実質的にこの憲法の条項というのは保障されなければならぬと思ひます。さらに言うならば、古来から——古来といひますか、特に明治維新後そうであります、ビラ、ポスターのたぐいというのは、あまり金を持たない庶民、一般大衆が自分の言いたいことを最大限に訴える非常に大きな手段になつてきておるわけですが、これは一般大衆はもちろん、労働組合であるとか、あるいは政党にしてもそうであるわけですが、ところが、こういう日本のいままでの行き方というものを踏まえて、この屋外広告物条例というものの実行状態をいま見てみますと、都市の美観を維持するといふような名のもとに、言論、表現の自由の保障が不当に踏みこじられていっている事例が私はあまりにも多いといふふうに思ひますけれども、まず大臣、どのように

○相川説明員 先ほどお答え申し上げましたように、過去数年間の屋外広告物条例違反の件数を見ても、年間それ相応の検挙件数があるわけでございます。しかし、これらの検挙ないしは取り締まりにあたりましては、私ども常に公正中立の

「住民達が——会社の門前において、座り込みを行った——その際住民達は所期の目的を貫徹するため、何時までも座り込みを継続する旨、決意

よ。さらに続けてこういうことが書いてある。
「松山市内における屋外広告物の現況を見るに、本件電柱、街路樹あるいは各種工作物に対し、本件に類似する映画、演芸——等に無数の広告が掲出されていることは——顕著な事実であるが、これ

害するといふことであるわけですから、警察が
 独自のやるというよりも、屋外広告物条例の違反
 というものはそれぞれ自治体の長が責務者になつ
 ておるわけですから、県や市とよく連絡をとつて
 屋外広告物の適切な取り締まりというふうに配

意をいたしております。おびただしい違反の広告物も御指摘のようにあるかと思ひます。これを全部取り締まるということは、わが警察の体制からいってもとに不十分な面がございます。そこでこの取り締まりにつきましては、目に余るものについてどうしても取り締まるという方向で第一線では取り締まりなり捜査をいたしておると思ひますが、いざにしましても公正中立な立場で、目に余る違法な物件、これを取り締まっていこうということで十分指導をいたしてまいりたいと存じます。

○浦井委員 この件に対する答えには一向になつておられないわけなんです。いたずらに公正中立というふうなことを繰り返しておられるだけにすぎないというふうに私は思ひます。この件については、明らかに警官が、いざば教唆扇動してやつた、そして違反になつた、検挙をされた。しかも後段の件では、映画や演劇のポスターには一度もそういう違反というふうな形でこのく印は押しておられないのに、こういう形で住民の立看板やポスターの掲出については直ちに警察官が出動するといふようなことが、私は一つ例をあげただけですけれども、これがいまの実態の典型をあらわしておると私は思ひます。大臣、どうですか。

○金九国務大臣 言論、表現の自由というのは国民のひとしく平等に守られるべきものであると思ひます。先生のおっしゃられるようなことがあるとするならば片手落ちだと私は思ひます。

○浦井委員 時間もあまり余裕がないので、いろいろな例を申し上げたいわけですが、典型的なものだけを一つ申し上げたいと思ひます。これは大阪の例であります。

「昭和四十四年九月三日午後二時半頃、大阪・大淀区内でビラはり中の関西共同印刷の青年労働者にたいし、大淀署の警官がビートルを抜いて「逃げると射つぞ」といって追いかけるという事件が起きました。

仲間や市民は、「まったくそら恐しい」「こん

なひどいやり方はけしからん」と、この事実をさつそくビラにして街々に配布し、大淀署に抗議を集中しました。

これは朝日新聞等にも大きく報道され、この警官は転勤処分を受けました。

このほか大阪では、港・水上署の警官が、ビラはり活動中の女性の手を自分の自転車にロープでしばりつけ、約一・五キロも街中を引きまわし連行した事件や、また、ある女性を交番に連れこみ、「はつていたビラをどこにかくした」と、スカートをめぐるなどの破廉恥きわまる取調べを行つた事件など、ビラはり弾圧にかかわる警察の人権無視はあつたとをたしませんが。

あとを断たないというふうな書いてあるわけですが、警察庁どうですか、これでもあなたは末端の警察官に対し公正中立な立場で指導をしておると胸を張って言い切ることができませんか。どうですか。

○相川説明員 ただいま先生御指摘のような取り締まりの行き過ぎ事例あるいは不当事例がございましたが、私のそのすべてについては承知はしておりませんが、先生がいま御指摘になつたようなこととはほんとうの事実関係としてあつたとは私は思ひたくありません。十分承知してないで、そういう答弁をすることはいささかのずれになるかもしれませんけれども、なお私、そのような事実関係について十分関係者からも事情を聞いて私自身も確かめたいと思ひます。いざにしましても、先ほど申し上げましたように、警察官に、屋外広告物のあるいはビラ張りなり札張り行為に対して不当な行き過ぎた取り締まりといふものがないように十分指導はしてまいりましたし、今後もしてまいるつもりであります。

○浦井委員 思ひたくないというふうな、こういうところで主観的な架空の答弁をしてもらつては困るわけなんです。私は事実に基づいてきちんと質問をしようと考えておるわけなんです。思ひたくない。一方で私は厳正中立な態度を貫くように指導しておる。現実には末端ではこういう事例

が続発しておる。あなたが一番初めに読まれたような、そういう数字、しかもその分類がない、こういうずさんな分析で一体どうしてそういう事例がないというふうなことを言い切ることができわけですか。

もう一つ事例をあげてみましょう。今度は関東地方、埼玉県。

「小選挙区制反対運動が、埼玉県内の各地で活発にくりひろげられる中で五月十二日夜、飯能市内で「小選挙区制反対」のビラを電柱にはつていたとして、飯能署員は三名の労働者をパトカーに連れこみ飯能署に連行。しかし、これは急を聞いてかけつけた仲間が抗議し、すぐ釈放。

翌十三日、同じビラ一枚を電柱にはつたとして一名が与野駅前交番に連行されましたが、これも抗議の末、完全黙秘のまま約一時間半後に釈放。さらに十四日夜、川越駅前で「小選挙区制反対」のつり看板を掲示していた女性が、警官に「県屋外広告物条例違反の疑いがある」として交番に連行されました。間もなく釈放しましたが、抗議団の追及にたいし警察は「つり看板は違反ではない」とことは認めながらも、「警察官がそうだと思料すれば、質問もできるし連行もできるのだ」等の暴言を吐き、「こういうやり方、政策が警察官一人一人の思想として徹底せられておること、はしなくもバカロされました」。

あなたは、末端警察官に公正中立の立場で臨むように指導されておると言つた。この事例などから考えると、確かに一人一人の末端にまで思想は貫徹されておると思ひます。しかし、貫徹されておる考え方といふのはこういうことなんでしょう。あなたの言う、いわゆる公正中立というふうなことはどうして考えられぬと思ひますが、どうですか、警察庁。

○相川説明員 ただいま先生御指摘の事実関係、これまた私、逐一詳細に把握いたしておりませんけれども、現場の警察官としては、それぞれの違反事実がありまして、それに対して警察官としてとるべき措置をとつたものと存じます。したがっ

て、その事実関係について私は十分に検討いたしておりませんので、その点は十分でございませうけれども、必ずしも先生が御指摘のように全部行き過ぎであり、不当な取り締まりであつたということではないと思ひます。

○浦井委員 事実を知らぬわけですから、これは私も列挙しておきたいと思ひます。さつそくこの私が読み上げた大阪あるいは埼玉県の事例について、ひとつそういう事実があつたのか調査をして、そしてその後のようになつてゐるのか。私はこういう事実があつたというふうな思ひます。これに対して、あなたの言うような、カッコづきではありますけれども、公正中立に、こういうことが今後起こらぬような指導を私は強く要求をしておきたいと思ひます。

それからもう一つ例をあげてみたい。これも最近の事例でありますけれども、日弁連、日本弁護士連合会の人権擁護委員会から四十七年の十月五日にこういう書類が警察に警告書として送られておるわけなんです。これはそちらのほうにも連絡をしておいたから十分御承知だろうと私は思ひます。この事件のあらましを申し上げてみますと、

豊島区池袋にある共同保育「子供の家」に保母として勤務をする二人の女性が警察官に、この場合は軽犯罪法の違反で不当な逮捕並びに不当な、明らかに人権侵害だと思はれるような身体検査を受けておるわけでありまして。この「子供の家」といふのはいわゆる無認可保育所であるために、国や区からの補助はなく、わずかに都から園児一人につき月額千五百円の援助があるにとどまり、その経営は苦しく、そのために年二回バザーを開いて、その利益を経費の一部に充てておつた。そうするうちに、昭和四十五年七月四日午後五時半ごろ、この日弁連の人権擁護委員会に申し立てた申し立て人が、翌日開くバザーを知らせるためにわら半紙大のビラを張り終わって池袋の路上に来たところ、かねてより顔見知りの池袋警察署員が、「ビラを張ることは軽犯罪法違反になる、住所、名前

を言え」と質問をされ、「これまで当然のこととしてやってきた」、「交番まで来い」ということで押し問答が始まったわけだ。そうこうするうちに、同じ保育園の同僚の保母や付近の人たちが集まってきた。そこへ連絡を受けた池袋署のバイク三台が十名ぐらいの警察官を乗せて到着して、申し立て人等二人を数人がかりで別々のバイクに押し込んで、バイクからは、スピードカーで「緊急逮捕」と連呼して、二人を池袋警察署に連行をした。こういう事実があるわけなんです。

一体こういうような逮捕のしかたがあるのかどうか。念のために警察庁にお伺いをしておきたいと思うのです。

○相川説明員 御指摘のような事実につきまして、四十五年の七月、警視庁管下池袋署において現実にございます。なぜこの二人の女性を逮捕したのかと申しますと、先生の御指摘にもございましたが、電柱にビラを張っていた。それに対して警察官が、無断で電柱にビラを張ることは軽犯罪法違反になるではないかということで職務質問をかけようとしたわけです。そうしたらさっさとそこを立ち去ろうとしたので、あとを追いかけるというとなんですが、あとを追いかけて、百五十メートルほど行きました。「待ってください」ということで質問をするわけです。「「こら待て」と言っただんじやないのか」と呼ぶ者あり」女性ですから、「待つてくさい」と警察官は申したと私は存じます。ところがこの二人の女性は、その警察官の待つてほしいという呼びとめを無視いたしまして立ち去ろうとしたわけなんです。そしてビラを張っておりまして、一体そのビラを張るには管理者なり設置者の許諾の有無があったのか、有無について尋ねたわけなんです。そうしたら二人ともそれに対して答える必要はないといって、一切答弁を拒否したわけです。したがって、この二人の女性は軽犯罪法違反の現行犯ということ、住所も氏名も明らかでありませんでしたので、また逃走のおそれもあるというふうに判断をいたしました。警察官はこの二人の女性を逮捕すると

いうことになったものであります。

○浦井委員 これはもう全く言いのがれにすぎないと思ふのであります。すなわち、この日弁連の人権擁護委員会がこの件をいろいろ客観的に調査をした判断が出ておるわけですが、これによりまして、大体警察は一切この日弁連の人権擁護委員会の調査に協力をしておらなかったわけですから、

「七月七日付朝日新聞によれば、池袋警察署次長は、「住所、氏名を黙秘し、逃亡の恐れもあったので逮捕した」という。」

こう書かれてある。しかし、いまあなたが言われた軽犯罪法違反ということについてですけれども、日弁連人権擁護委員会の判断は、

「単に「住所、氏名を黙秘し、逃亡の恐れがあった」というのみでは、適法な逮捕とはいえない。申立人等の容疑は、軽犯罪法違反であつて、同法違反の法定刑は拘留又は科料であるから、逮捕状による逮捕の場合ですら「被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく……出頭のために応じない場合」に限られるのである。然るに申立人等は定まった住居を有し、しかも警察官は、申立人等と顔見知りであるばかりでなく、勤務先まで知っていたのである。申立人等の身柄を拘束した警察官は外に向かつて「緊急逮捕、緊急逮捕」と叫んだようであるが、本件が刑事訴訟法第二一〇条に規定するその要件にあてはまらないことはいうまでもない。」

こういう判断を日弁連の人権擁護委員会は下しておるわけでありまして、

「池袋警察署においては、申立人らの身体拘束を現行犯逮捕手続によつて処理しているものと推測されるが、申立人らに対する容疑が軽犯罪法違反で、その刑が拘留または科料にすぎないものであるから、たとえ現行犯逮捕であっても職権濫用の違法の疑いを免れず、少くとも不当のせしりを免れないというべきである」

こういう判断を日弁連の人権擁護委員会は下し

ておるわけでありまして。これは一体どう思われますか。あなたのそういう言いわけでこれは済みますか。

○相川説明員 電柱などに無断でビラを張る行為そのものは軽犯罪法的一条の三十三号違反になるということにつきましては最高裁の判決もあるようにですし、この違反事実は明らかであると存じます。

また同法違反の現行犯について逮捕することができるといふ御指摘でございますけれども、日弁連の御意見は御意見として承りますが、犯人の住居もしくは氏名が明らかでない場合につきましては、あるいは逃走のおそれもあるといふ場合におきましては、軽犯罪法違反といえどもこれを現行犯逮捕して差しつかえないもの、逮捕する場合もあり得るものと私は考えております。

○浦井委員 これは全くすりかえでありますけれども、時間がございせんから……このあとが非常に問題であります。こういうことで、

「同日午後八時半すぎごろ、看護婦の某さんが取調室に入り、取り調べにあつた警官が身体検査をする旨告げ、椅子を入口にずらして座つた。申立人木村は室の入口から左隅の部分に、右警察官を右方にみる形で立つたところ、看護婦は同女の前にきて、ブラウスの前あきボタンを全部はずした。警察官に全部脱ぐのだといわれて困惑した木村は、看護婦に「あなたも女性としてどう思ひますか」など助けを求め抵抗していたが、そのとき二人の警官が入口からのぞき込み、「かまわないから、やれ、やれ」と看護婦をけしかけ、室にいた警察官も、「みんなやることなんだから、やれ、やれ」と命じた。

木村は身をよじつて抵抗したが、看護婦が近寄り、脇からブラウスの下に手を入れ胸と背をさかえさせて、スカートのフラスナーを開き、内に手を入れて探つた」

「申立人新妻八重子も、池袋署に連行されて後直ちに取調室に入れられ、こゝではじめて逮捕の理

由を告げられた。申立人新妻が黙秘していると取調べにあつた警察官から「警察に來たら最後だ。自分の娘と同じ位の年だからやさしくしてやれ。ばいばい手をおさえられて指紋をとられ、写真撮影をされたので、ますます心細くなつていった。本件身体検査をする」と告げられ、看護婦が入つてきたので新妻は、二人の警察官から見るところで自ら上着である黄色のシャツに手をかけたが、看護婦が全部脱ぎなさいというので、指紋採取や写真撮影のように抵抗しても力づくで脱がされるのではないかとおそれて自ら脱ぎ、続いてGパンのズボンも脱ぎ、警察官に背を向けるようにしてブラジャーをはずし、これを看護婦に手渡し

た。

新妻がそのまま立っていると、看護婦はさらにパンティに手をかけこれを太もものあたりまでさげ、再び元の位置に戻し、上の方を開いて中をみた。この間約五分の時間経過した。その後木村と同様に新宿警察署に護送され、婦人警官から上衣とGパンを脱がされて身体検査をうけた。」

こういうことであります。

〔委員長退席、天野(光)委員長代理着席〕

これはもうあなたは専門家だからよく御存じのうちに、刑事訴訟法の二百八十八条の第二項によつて身体拘束を受けておる疑犯者であるから、これはここにも書いてあるように、指紋とか足型をとつたり、あるいは身長または体重をはかつたり、あるいは写真撮影をする、こういうことは必要な場合があるかも知れぬ。しかし、こういうこと

に限られておるわけであつて、それを裸にするというようなことは全く必要ないわけでありまして。これは明らかに人権侵害、私はこういうふうに思

わざるを得ないのでありますけれども、警察庁、見解はどうですか。

○相川説明員 逮捕した被疑者に対する身体検査のことにつきまして御質問があつたわけでございますが、被疑者を逮捕した場合に、ただいま先生

御指摘がございましたように、刑事訴訟法の第二

9

と思う。今後、これを成立させてください、運用の上でひとつ考慮して慎重にやりたい、行政指導もきつくりやりたいというようなことは済まされぬ。これは憲法第二十一条の表現、言論の自由の保障の問題にかかるといふ。そういう点でもう一度大臣にお答えを願いたい。

○金丸國務大臣 言論の自由、表現の自由、これは当然保護されてしかるべきものであります。法律の上においてつくられればあとはどうにもならぬじゃないか、こういうことでございしますが、しかし、先ほど来から申し上げましたように、この法律は限定されておるわけでございしますから、これが乱用されて国民に迷惑をかけるようなことがあつてはならない。そういう意味で私は私の考え方を申し上げたわけでありまして、先生の御指摘の点等につきましては十分意を用ひまして、今後の行政指導その他各官庁との連絡等をいたしてまいりたい、あるいは各県との連絡等もいたしてまいりたい、こう考えておるわけでございします。

○浦井委員 それでは全く前と同じで進歩がないわけでありまして、

時間がもうないので、最後に私のほうから、せめてこういうような修正といひますか、改正、こういうことをすべきだといふことを、二、三提案をして、それに対する建設省、警察庁の見解をお聞きして終わりたいと思ふのです。

軽犯罪法では先ほど私が読み上げたように第四条に、「この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようないことがあつてはならない。」こういう項をたとえば屋外広告物法にも入れるべきではないか、こういうふうに私は思ふわけです。これは提案です。これが第一点。

しあつて商業的あるいは営利的広告を内容とするものにはつきりと限定すべきではないか、こういうような意見を私は持つておるものであるわけですが、それにさらにつけ加えるならば、先ほど参議院の建設委員会、本委員会でもいろいろ問題になりました例の適用除外の規定の問題、これも非営利的なはり札、立看板、こういうものには適用しないというような除外例をはつきりと少なくとも設けるべきではないか、こういうふうに私は思ふわけですが。

それから第三点としては、軽犯罪法では科料、それから屋外広告物法では罰金という形で刑罰を科することになつておるわけですが、やはりいまの現状からいって、非営利的なはり紙、はり札、こういうものに対して刑罰を設けないというような方向で改めるべきではないかというふうに私は思ふわけですが。

以上三点について、第二点はダッシュがついておりまされども、ひとつまず建設省、それから警察庁、最後にまとめて大臣からお答えを願つて私の質問を終わりたいと思ふわけでありまして、

○吉田(泰)政府委員 この法律は軽犯罪法と違ひまして、はつきりと目的も美観風致の維持、公衆に対する危害防止といふことに限つておりまして、この制限のあり方につきましても法律で明示した上、それを受けました各地方公共団体が条例の法形式のもとに許可基準等を明らかに定めてやつておるわけでありまして、そういうことでありまして、軽犯罪法が目的の規定もなく、いきなり罪という条文を置きまして、三十何号にわたる該当項目を列記している。さらに広告物関係につきましても、「みだりに他人の家庭その他の工作物にはり札をし、」云々といふような表現なども入つておることを考え合わせますと、この広告物法におきまして、軽犯罪法のような、ことさらに乱用禁止といふような条文を法律で書くといふことはないのでないか。もちろん運用について乱用を禁止すべきことは当然でありますし、すべての法律にもまして言論の問題は重要でありますから、そ

の点は従来もやつてきたつもりであります。今後ともさらに一そうその乱用の戒めといふことを徹底したいと思ふます。

次に商業的、営利的な内容の広告物に法適用を限定すべきではないかといふことでありますが、この法律の目的、美観風致の維持とか危害防止という観点から見ますと、広告物の内容という点には関連がないわけでありまして、それをあえて営利的なもの、営利以外のものと分けることに合理的な区分の根拠がなかなか見出せません。のみならず、営利的か非営利的かといふことの判断自体、まぎらわしい場合もありましようし、いよいよもつて内容に立ち入るといふことになりましてこれは非常な別途の問題を生じますので、そういう意味からも、法律としてはそのような区別なしに全般について適用するほかにないではないかと思ひます。

それから適用除外の関係で、特にはり札、立看板のようなものは非営利的なものの適用除外をすべきではないかといふことであります。電柱に対してことさらに、はり札、はり紙、立看板の類を一切禁止物件とするような内容の標準条例を出しておりました。これにつきましても、先ほどの御質問にお答えして、標準条例としてそのように参考にすることは適切ではないと考へ、これを削除することとしましたが、その点を除けば、やはり先ほど申し上げましたとおり、非営利的なものとして他といふことに分けることは問題であるかと考へております。

最後に、刑罰を設けないといふことであります。が、本法の目的を達成するために最小限度の罰則というものが必要だと思ひます。その限度は法律によつて罰金のみである、条例で定めなさいといふことでありまして、一方その罰金の額も、地方自治法の規定によつて、現在のところ最高十万円といふことになつておりますから、非常に限られた範囲の罰則になります。その程度の罰則といふものは、これだけの法目的を実現する手段として、どうしても置いておかねばならない

のではないかと考へます。

○相川説明員 警察といたしましては、法律の身につきましても建設省で十分御検討いただいた線に従いたいと思ひます。警察に課せられた使命と申しますと、どうしても、先ほどお答えがありましたように、罰則がありますれば、この罰則の適用について私どもがこれに当たるといふことになるわけですが、しかし、先ほど先生の数々の御指摘もございましたが、やはり憲法の保障する言論なり表現の自由、これを尊重するといふたてまえは貫かなければならない大命題です。したがって、違法行為の取り締まりを進めてまいりたい、このように考へております。

○金丸國務大臣 いま浦井先生から御提案ありました三点につきましては、局長からお話がありましたとおり、私もそのように考へておるわけでございしますが、本法及びこれに基づく条例の運用にあたりましては、今後とも国民の権利の保護に遺憾のないようにやつてまいりたい、こう考へておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

○天野(光)委員長代理 新井彬之君。

○新井委員 私は、屋外広告物法の一部を改正する法律案につきましても質問をさせていただきます。先ほどからいろいろと議論がありましたが、この改正案を踏まえて質問したいと思ひますが、この改正案の作成にあつて、美観の維持と表現の自由、これが調和されなければならないといふことがさつきから非常に問題になつておるわけですが、一面では憲法第二十一条によるその表現の自由といふことが非常に大事でございしますし、この法律では要するに美観を中心としてそういうものを取り締まらなければならない、こういうことでございします。したがって、今回のこの改正にあつて、その両面の調整といひますか、調和といひますか、そういうところをどのように苦心をされたのか、まずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○吉田(泰)政府委員 まず、今回の改正は二点ご

ざいまして、一つは、届け出制に関する業者関係の規定であります。それから、もう一つが、従来の、直接撤去できる広告物の種類がはり紙に限られておりましたものを、はり札と立看板の中で軽易な構造、軽易な取りつけ方をしたものに限って拡大しようというものであります。いずれも規制そのもののあり方の部分については特に改正はなかったわけですが、現行法のあり方も、先ほど来申し上げておりますように、美観風致の維持あるいは危害防止というようなことを、設置する場所とか物件とか、構造、寸法のたぐいの客観化されたものによって定めるということによってこれを明確化するということをお一つとしておりまして、今回の改正で、たとえば業者の実情を把握し、十分指導、助言をして、屋外広告業者を通じての実際の広告物のあり方というものの適正化をはかりたいという趣旨につきまして、そういう観点からいえば登録制とか許可制とか、強く規制するほうが徹底することは間違いありませんが、やはり表現の自由と直接からむ営業種目でありまして、ほかの業種のように簡単にそのようなところまでは踏み込めないで、届け出という制度によりまして、その面ではなはだ手ぬるいようでありまして、実態の把握と実情の指導という面に期待するところにとどめたというところにも、表現の自由との関連を十分配慮したつもりであります。

○新井委員 さつきも問題になりましたが、意図を目的とするものと非営利目的、そういうことで考えるならば、確かに業者の届け出制ということについては、片方の面についてはそういうことは言えるかもしれませんが、しかし、この二十一条でうたっている自由というものは、ほんとうに自分の意思というものを何らかの形で自由にあらわしたいというときにビラを張ったりいろいろするわけでございますけれども、いまのそういう面からいえば局長の答弁は的を射ていない。

そこで「違反広告物処理状況調べ」というのが調査室から出ていますけれども、はり紙、はり札、立看板その他ということで、合計で違反件数が五百四十九万二千五百三十六件あるわけですが、この中で営利目的に該当するのは何件ですか。

○吉田(泰)政府委員 この法律につきましては、先ほど来申し上げているように、営利、非営利ということとを区分しておりませんので、そういうこともありましてその件数の内訳については調査いたしております。

○新井委員 では、これだけの膨大な違反件数があるというこの原因というのは何ですか。

○吉田(泰)政府委員 営利、非営利を問わず、最も簡便な方法でできるだけたくさんの人に自己の意思を伝達したいという希望が非常に高いのだと思います。条例によりましていろいろの規制のしかたがありますが、一々許可をとることのわずらわしさ、その目的とするところがわりあい短期間に実現されてしまうというふうなこともありまして、長期間広告をしなければならぬようなものについては比較的違反は少ないと思っておりますけれども、短期間の広告で足りるというふうなものについて、手間を払いあるいは手数料を払って許可を受けて張るということが励行されにくいのではなからうか。こういった問題は、法律による規制、取り締まりということも重要であります。何と

いましてその町、その場所というものの美観風致を維持したいという多数の人の感じ方というものも非常に重要なウエイトを占めておるわけでありまして、そういう点も、従来の面に目が奪われて、比較的それほど重要に感ぜられなかったというふうなこともあるのではないかと思います。

○新井委員 これは四十六年の資料しか出ていませんけれども、要するに法律を改正して、罰則をきびしくしてどんどん撤去する、こういうことになれば、それはなくなるという可能性もあるわけですが、たとえていうならば、私なら私が自分の意思で何かを書いて張ってみんなに知らせたいという場合に、そういうような表現の自由とい

うものは結局締められてくる。それをやろうとすればするほど締められてくると思うのです。そういうことで、たとえていいますと、さつき局長の説明になりました標準条例、この標準条例で見ますと、あそこもいけません、ここもいけません、ずっと書いてあるわけですね。そうすると、一般の家庭にお願いをしつていへないでも張らしてもらおうということ以外に、どこか張るところ、あるのですか。

○吉田(泰)政府委員 標準条例は、禁止地域と、禁止する場所を定めておられます。禁止区域、禁止する場所を定めておられます。許可を受けなさいという許可地域等の規定を置いてあります。これはいづれも法律にその柱を出してある条項でありまして、具体的に書いてあるものから条文的の号数としては相当ありますが、法律で概略書いたものを明確化したために条文の分量としてはふえておるといふ面もあるわけでございます。具体的に張る場所といえは、ここに書いてない、禁止地域でも禁止物件でもない場所なり物件ということになります。電柱なども、特に知事が指定する一定の場所以外には許可を受けられ張れるというようにすれば、これは全面禁止という場所が著しく縮まると思えますし、その他もろろ了解を得て民家に立てるといふこともありまして、いろいろな場所が考えられると思えます。

○新井委員 実際問題、これは具体的にいろいろ載っております。もちろん建築基準法であるとかあるいはまた文化財保護法であるとか都市計画法とか、いろいろありますけれども、道路それから鉄道あるいはまた電信柱、それから信号機だとか消火せん、火災報知機、それから郵便ポスト、電話ボックス、とにかく考えられるものは全部出ているのですよ、個人の家の外は。だから、要するにその地域において——何も日本全国やるんだってらテレビで流せばいいことではない、あ

る地域において何か集会なら集会というものを知らせたいというときに、ビラを張るということをやりますね。ところがそういうことがほとんどできない。要するに憲法二十一条を侵害するほど規

制区域が多過ぎるんじゃないか。したがって、そういうところの調整ということを始め私が聞きましていただいても、実際問題としては張るところないと思うのです。局長もいま、それを除いたもの以外あります。確かにそうなんです。だからそれを除いたら何が残るかということをお聞きしたいわけなんですけれども、あとで局長から、それを除いたところについていろいろのことがあつたことを考えてひとつ出していただきたい、このように思うわけです。

そういうことで、私はこの一つの違反物件にいたしまして、さつき営利目的あるいは営利目的でないものとの区別はつかないということを言っておりますからわかりかねるのですけれども、とにかく一つビラを張るにいたしまして、当然こ

こならいいだろうということで、法律も何も知らないで張った場合、そういうような場合はどうなんでしょうか。もちろんその法律に従っているという用というのはいくらもありません。罰則の適用と告示されておりました、これを知らぬということにはならないはずであります。しかし、実際上の運用としては、多くの都道府県では、軽易な——軽易というのは、ビラを禁止した場所に張るといふその枚数がそう多くないとか、一回きりとかいうようなときには、たまたま見つけた場合には注意をしますけれども、いきなり罰則の適用ということまでは普通やっておらないと思えます。しかし、たび重なるなり、たとえ一回であつても非常にたくさんさんのビラをやっている事実があるというふうなときには、これはそういう直罰というところもあり得ると思えます。罰則の立て方も、先ほどお答えいたしましたように、直罰の規定よりも、違反に対して除却命令を出して、それに従わないという場合を最も強く規定しているところがあります。

○新井委員 今回改正案を出すようになったんですけれども、いままでのそれを出すに至らない

制区域が多過ぎるんじゃないか。したがって、そういうところの調整ということを始め私が聞きましていただいても、実際問題としては張るところないと思うのです。局長もいま、それを除いたもの以外あります。確かにそうなんです。だからそれを除いたら何が残るかということをお聞きしたいわけなんですけれども、あとで局長から、それを除いたところについていろいろのことがあつたことを考えてひとつ出していただきたい、このように思うわけです。

いるの御意見を聞いていと思うのです、そういう取り上げ方、あるいはまた都道府県知事がこの条例を制定するに際しましては、そういうような意見というものがちよつと反映されていらないということがあるように思ふのですけれども、そういうことはどうですか。

○吉田(泰)政府委員 この標準条例は、私ども建設者として積極的に、いわば白紙の状態の県に對してご指導しようというふうな意味で制定したものでございまして、このようない方というものは法律制定後しばらく見守っていたわけでありまして、各県の条例もかなり出そろつてきて、結果的には、いろいろ新しい、県にまたがるような高速交通体系なども出現するというようなこともあり、やはり各県別に自主的にきめるとは言え、ほゞ目安となるような標準条例案というものがあれば、個々の事案について照会されて、建設省はこう思いますよというふうな回答するといふようなことの繰り返しよりは、体系立つて、実務的にも便利ではないかという態度の考え方であつておつたわけでございます。その際最も基礎としたしたのは、各府県における条例の現実の定め方、その多数を占めるような内容のものをモデルにするということが適切だろうと考えた次第でありまして、そういう意味で各府県の考え方というものは標準条例案に反映していると私は考えております。

○新井委員 さつきもちよつとお話が出たかも知れませんが、大阪府の屋外広告物条例について、まずこれが四十三年十月九日の判決で、電柱等へのビラ張りを禁止した大阪府屋外広告物条例二条三項一号が憲法二十一条に違反するかどうかということで、これは違憲だという判決が出ておるわけですね。その後これがまた高裁に上りまして、高裁におきましてはこれは合憲である、こういうことになっておるわけですね。いま最高裁のほうでこの問題がいろいろと争われておると思ひます。こういうような問題がある中で、今回のこの法律を改正して強化しようというふうなことはちよつと

おかしいのじゃないかと思ふのですけれども、こういう問題についてはどのように思ひますか。

○吉田(泰)政府委員 仰せのとおり、この法律制定直後はあまり判例も、判決までいくものが少なかったわけですが、その後、施行年数も経過いたしましたし、最近では幾つかの訴訟係属中の案件が各地にあるわけでありまして、それも簡易裁判所、地裁あるいは高裁、最高裁と年数を経て上がつてまいりますので、一件だけでも結審するまでに相当時間がかかる、そのうちには次の事件も同時に起こつておるといふようなことで、この種の判決の結論というものはそういう意味で切れ目があるとも思はないわけでございますが、一方、最高裁は一貫して屋外広告物法自体及びこれに基づく条例は憲法に適合するという判決を下しておられますし、御指摘の事案につきましても大阪高裁はそういう見解を示しているわけでありまして、もつとも今回の改正は、違反の対象を拡大するとか罰則を強化するといふようなものではありませんが、従来の法律あるいは条例の中で違反しているもののいわば直接撤去の道を開いたというわけでありまして、訴訟の結論というものの直接的関係は少ないのではないかと、こゝも考えておるわけでありまして。

○新井委員 選挙法との関係についてちよつとお伺いしておきたいのですが、選挙法と今回のこの法律との関係です。公職選挙法に基づく立札、立看板等の関係ですね。それから公職選挙法に違反する立札、立看板の撤去手続については、本法によるものと公職選挙法第四十七条によるものと競合することになっておるけれども、その調整はどのように考えているかということですが、

○吉田(泰)政府委員 公職選挙法のためのポスター等は公職選挙法によることといたしまして、本法の適用を除外するよう各県の条例でもすべて規定しております。ただ、選挙期間をはずれずと本法の適用があるということになりまして、御指摘のように除却の方法等につきましても関係がしてまいります。公職選挙法に照らした手続によつ

て一定期間内に撤去されるというふうなものは別といたしまして、公職選挙法にも違反する、屋外広告物法にも違反するというものにつきましては、二つの撤去のしかたがあるというわけでありまして、そのいずれかに一本化するといふような意味の調整規定は置いておりません。

○新井委員 不当な簡易除却措置、たとえば形式的には条例に違反しているが、周囲の美観風致をそこねていないような立札、立看板の除却等というのがありますが、これに對しての救済措置はあるか。それから行政不服審査法の対象となるか。この件はいかがですか。

〔天野(光)委員長代理退席、渡辺(栄)委員長代理着席〕

○吉田(泰)政府委員 今回の改正で、直接除却の対象は立札、立看板にまで及ぶことになりましたが、現行法でも立札についてはすでに規定がありましたし、それから今回新たに対象としたといふ立札、立看板なども含めまして、広告物一般について相手方が確知できないときの直接除却規定はすでに現行法にもあるところであります。以上を通じて御指摘のような事態が考えられるわけでありまして、これは違法なものを除却してしまふ。一回限りでやつてしまふ行為でありまして、行政不服審査で救済するというわけにもまいらない。そういう意味では本来の意味の救済措置はないわけでありまして、そのような誤認のないよう、現行法の立札につきましても条例違反等が明らかなる場合に限りつきまして、今回追加しようとする立札、立看板につきましては、その違反が明らかであるという要件のほかは、相当期間長期にわたり管理されずに放置されていることが明らかだといふ要件をさらに附加いたしました。そのようない誤認によつて除去してしまつた、救いようもないといふ事態のないように配慮いたしておるところでございます。その前提としては何が違反かということが条例にも明らかにしておらなければならぬので、前にはり紙について直接除却規定を置いた際に、条例の基準を明確

にして誤りなきを期するよう指導してきたところでございます。今後におきましてもさらにこれを徹底いたしたいと考えております。

○新井委員 答弁は簡単でけっこうでございます。ちよつとことばの定義を確認しておきたいのですが、第七条の四項の中に「違反に係る立札又は立看板をみずから除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる」という条文ですが、「委任した者」というのはだれのことをいっているのか。

それから「相当の期間を経過し、」というその「相当の期間」というのはどのくらい経過するのかが。それから「管理されずに放置されて」といわれておられますけれども、これは具体的にどういう状態かということですが。それから九条の「屋外広告物を営む者に対し、期間を定めて」といっておりますけれども、この「期間」というのはいつごろか、まずそれだけ聞きたいと思ひます。

○吉田(泰)政府委員 七条四項の「委任した者」というのは、知事が特に委任した第三者のことでありまして、考えられるのは関係市町村とか、あるいは道路上のものにつきまして道路管理者等を考えております。それから「相当の期間」と申しますのは、通常各都道府県のはり札、立看板の許可期限が一月程度というところになっておるもので、一月月々らゝい程度であろう、そのぐらゐあれば相当の期間といえる。ただし、広告物自体の表示の内容から見てすでにその意図するところが達成されているといふようなものにつきましては、それが過ぎたならばもう相当期間ということが言えるのではないかと、こう思ひます。

それから「管理されずに放置されている」といふのは、補修とかその他の必要な管理をしておらない、そのために良好な状態に保持されていないといふようなもの、あるいは行政庁が違反を発見しま

して除却せよとか何らかの警告をいたしましたにもかかわらず、たとえば五日とか一週間程度たつてもなおかつ除却しない、そのくらの期間があれば除却することができはるもの、これはもう放置してしまっているのではないかという認定もできると考えております。

それから講習会修了者を置く「期間を定めて」の規定は、この講習会は年に一回くらいかと思ひますので、次の講習会が終わる、それからあらためて手続を経て、講習会修了者を置くというのに要する期間を加えたもの、こういうことになりま

す。

○新井委員 十条に「美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行なうことができる」といわれておりますが、美観風致の維持ということばが非常に抽象的なものですけれども、そういう基準はどうなっておりますか。

○吉田(兼)政府委員 美観風致の維持というのは確かに広い一般的な概念であります、これをこの屋外広告物法で規制の基準として用いる場合には、その美観風致というものを頭に置きまして、広告物を設置すべき場所といふか、設置してはならない場所とか、設置していいかを個別に審査して許可しなければならぬ場所とか、あるいは設置してはならない物件であるとか、そういう客観的な、だれの目にもわかるような区域を限る、あるいはその形状、寸法等についても条例あるいはそれに基づく規則等によって明確に寸法をきめるといふようなことによつて、それを守つてもらへば、法律の企図する美観風致が実現する、こういうふうな屋外で実施しているわけでありま

す。

なお、十条の指導助言、勧告という場合には、これはいまの規制等のような直接的なものではありませんが、したがひまして、いま申しましたような厳密な意味で必ずしも客観化しないでも、文字どおり美観風致という観点から、法律に許されておる限度であつても、より美観を向上させると

いうような意味の指導なども含めてされておるのではないかと考えております。

○新井委員 屋外広告物の届け出ということになっておりますが、これについては登録制という意見がありますね。そういう意見についてはどうですか。

○吉田(兼)政府委員 登録制ということも一応は考えてみたわけではあります、登録制というものは一定の資格要件を持つていなければならぬという資格要件の定めがあること、及び無登録営業は禁止され、登録を受けなければ営業できない、そういう内容を伴つたものが普通登録制といわれておるわけでありまして、届け出制はこれに反し、別段要件を定めず、届け出があれば、受理しなればならないということ、かなり制約の程度が違つておるわけでありまして、屋外広告業につきましては従来何らの規制もなかつたわけでありまして、届け出でもつて実情を把握し、行政指導の便に資するといふことが当面妥当ではないか。禁止の解除といふ意味で許可に近いような登録といふものは、言論に非常に関連する営業種目としての屋外広告業に適用するといふことは、少なくとも現在のところ問題ではないか、こう考えておる次第であります。

○新井委員 第九条では都道府県が講習会を行なうことを定めておるわけですが、その内容は、屋外広告物に関する法令が六時間、それから屋外広告物の表示の方法に関する事項が四時間、それから屋外広告物の施工に関する事項が八時間、合計十八時間ということになっております。これだけの課程を修了すれば修了証明書が渡されるわけですが、これはたゞどんな効果があるかといふことは非常に疑問になつておるわけですが、登録制にしてその中に盛り込んだほうがいいのではないか、こういう意見があります。わずかの十八時間の講習を受けなければ営業所を開設することができない、こういうぐあいになつておるのですけれども、ここら辺、たつたそれだけのことでそんなに大事なもののかどうかといふことをお聞かせ願

いたいと思ひます。

○吉田(兼)政府委員 確かに、私も考えております講習会の内容はいま申された程度のものでありまして、はなはだ簡易といわれればそのとおりであります、しかしそれにしまして、広告物法とか条例とか施行規則というふうなものによつてその果の実際に規制される具体的な内容といふものは講習会にいたしますし、その他これを取り巻く都市計画法とか建築基準法とかあるいは道路の占用といふことも多いでしょうし、道路法といふような法令知識も一通り講習する、それから法律に違反しないといふばかりではなくて、都市の美観あるいは危害防止という意味での表示の方法、より積極的な美観の向上というふうなことに對しての心がまえ、基礎的な考え方というふうなものも説明できますし、また構造とか材料とか施工というふうな面でも、とりわけ危害の防止、十分な取りつけとあとの維持、補修というふうなことの考え方の骨組みは十分説明できると思ひます。もちろんこれで十分というわけではないし、広告業の業態によりましてはさらに徹底した別途の資格等も要するわけではあります、一応全般の広告業を通する最低限度の知識としては、こういうもので多々を望むわけにもいかないし、この程度のものでかなりの効果があるのです。現時点は何もないわけでございますので、こういうことで実施してまいりたい。もつともこの義務づけ自体が条例にゆだねられておりますから、全部の県が直ちに講習会修了者を義務づけるということにもならないかと思ひますけれども、その意義を認めるには足りるのではないかと考えております。登録制とからむという問題は、先ほどの言論関係の事業である、営業であるという観点から、この際は少なくとも避けたほうがいい、こういうふうな考えておるわけでありまして。

○新井委員 屋外広告物標準条例改正要綱案の中を見ますと、第三に講習会修了者の特例が載つておるわけですが、雑誌「新都市」の中にはこの法律案の説明が書かれておるわけですが、その中には、講習会修了者の設置義務が説明されていながら特例は説明されておらないわけですが、これはどういふことですか。

○吉田(兼)政府委員 いまのような比較的簡易な講習会を考えておりますから、それと同等以上といふものも幾つか考えられるわけでありまして、現在は職業訓練法に基づく指導員の免許保持者、その他全面的に免除できるもの、あるいは科目によつて免除できるもの、いろいろ考えられるわけでありまして、御指摘の雑誌に載れていなかった点は、執筆者が気がつかなかつたのか、気がついていてもその記事を書くほどに意を配らなかつたのかわかりませんが、私もとしましてはお配りいたしましたような内容で、明確に条例で定めてもらふよう考えております。

○新井委員 その中で「講習会修了者」と同等以上の知識を有するものと認定した者について、講習会の課程の全部または一部を免除することができ、こういうぐあいにいわれておりますが、その基準はどのようなことで認定するのか。今日まで広告業を営んできた人たちはどのようになつてはめるのか。この件について、お答え願ひます。

○吉田(兼)政府委員 非常に内容が似通つております代表的なものとして、先ほど申し上げました「職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者及び職業訓練修了者であつて、広告美術仕上げ」といふ課程を経た者、これがあります。それから、「他の都道府県の講習会修了者」といふものも、他の府県の条例は必ずしもその県の条例と一致するとは限りませんが、まあ実際にはそう大差がない組み立て方でありまして、これは講習会を受けなくても、自分で勉強してもらへば、その新しい県における法令、条例の規制内容は理解してもらへるという意味で、この二つのものははっきりと全部免除していいのではないかと考えます。そのほか電気工事士とか建築士とか、非常に高度な試験なども必要とするものであります、残念ながら屋外広告物という関係について法令その他の知識という点の内容は含んでおらぬといふものに

講習会修了者の設置義務が説明されていながら特例は説明されておらないわけですが、これはどういふことですか。

○吉田(兼)政府委員 いまのような比較的簡易な講習会を考えておりますから、それと同等以上といふものも幾つか考えられるわけでありまして、現在は職業訓練法に基づく指導員の免許保持者、その他全面的に免除できるもの、あるいは科目によつて免除できるもの、いろいろ考えられるわけでありまして、御指摘の雑誌に載れていなかった点は、執筆者が気がつかなかつたのか、気がついていてもその記事を書くほどに意を配らなかつたのかわかりませんが、私もとしましてはお配りいたしましたような内容で、明確に条例で定めてもらふよう考えております。

○新井委員 その中で「講習会修了者」と同等以上の知識を有するものと認定した者について、講習会の課程の全部または一部を免除することができ、こういうぐあいにいわれておりますが、その基準はどのようなことで認定するのか。今日まで広告業を営んできた人たちはどのようになつてはめるのか。この件について、お答え願ひます。

○吉田(兼)政府委員 非常に内容が似通つております代表的なものとして、先ほど申し上げました「職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者及び職業訓練修了者であつて、広告美術仕上げ」といふ課程を経た者、これがあります。それから、「他の都道府県の講習会修了者」といふものも、他の府県の条例は必ずしもその県の条例と一致するとは限りませんが、まあ実際にはそう大差がない組み立て方でありまして、これは講習会を受けなくても、自分で勉強してもらへば、その新しい県における法令、条例の規制内容は理解してもらへるという意味で、この二つのものははっきりと全部免除していいのではないかと考えます。そのほか電気工事士とか建築士とか、非常に高度な試験なども必要とするものであります、残念ながら屋外広告物という関係について法令その他の知識という点の内容は含んでおらぬといふものに

○渡辺(栄)委員長代理 渡辺武三君。

○渡辺(武)委員 この屋外広告物の持つておる目的といふ事は、つまり美観風致の維持あるいは危害の予防、こういうことのためにこの法律ができておるといふことでございますが、その目的は実は私大賛成であるわけですが、しかしながら、この法律そのものの持つておる内容でこの目的が達成できるであろうかと考えていきますと、問題があまりにも多過ぎるといわざるを得ないわけでございます。今改正しようとしております内容だけでも、決して私はこの目的が達成できるとは考えられないわけでございます。

そこで最初にお伺いしておきたいのは、屋外広告物行政というものの、このものの基本的な考え方と今後の方針についてお聞かせを願いたい。

○吉田(泰)政府委員 屋外広告物行政の基本的な考え方としては、目的にありまして美観風致の維持と公衆に対する危害防止、この二点を目標として、これを片一方では、直接的な条例の規定による規制というところを行ない、一方では、それを取りまとして、地方公共団体自体もありませんし、住民の方々の意識もありませんが、なかなか実際の広告物の表示作業に従事される屋外広告業者というものの心がまえ、あり方というものが非常に大きな力を持つておると考えます。これにつきましては、登録制というような許可に近いところまではいかずに、まず実態を把握するということから始めまして、あとは事実上の行為として助言とか勧告とか指導というふうなことに由つてやっていきたいと思ひます。このような規制と指導というところが二つの行き方でありまして、私どもとしては、従来ともすれば手ばかりの多かった指導とか積極的な推進の面にさらに力を入れなければならぬ、こう考えておる次第でございます。

○渡辺(武)委員 実はこの法律をわれわれ審議しておるわけですが、私自身非常にうしろめたい気持ちでこの法律の審議に参加しておる。なぜかといへば、国会議員、みなえらそうなこと

ですが、ほとんどの人がこの屋外広告物法には違反しておる。その条例を定める県会議員の諸君もまた大部分がその条例に違反して実は今日あるところなんです。そういう立場で、さらに規制を強めようという法規制をやろうとするのはきわめてうしろめたいのです。なぜそうなるのであろうか。私は、根本的な考え方が間違つておるのではないだろうか、こう考えるのです。屋外広告物による公衆の危害を防止するという立場から、屋外広告業者の教育をし直したりいろいろなことをやるというところは当然必要でございます。しかしこれにばかりは道がそのまま残つておる。というのは、つまり広告をつける広告業といふものは、それは営業の目的としておられる方々にはそういう義務が課せられてまいりますけれども、たとえば営業の目的としないし屋のおやじさんが、看板だけ書いてきてもらつて、自分でつけるという場合は、これはどうなるのでございましょうか。別に講習を受けなくてもつけられるわけでございます。つまり営業を目的としておる人たちに對してそういう規制がかけられておる、こういうことですから、やはり公衆に危害を及ぼすおそれがある。たとえば看板が落ちてくるというやうなことがあれば、当然それらの教育は徹底してやらなければいかぬし、それは単なる届け出だけではないであらうかという危惧が実はあるわけなんです。むしろ許可制にして、ほんとうにそういう技術を身につけたかどうかのチェックが必要じゃないであらうか、そういうふうなことを考えるわけですが、先ほどはそこまでは考えていないという御答弁のようでございます。しかしながら現実の面としてほんとうに公衆に危害を及ぼすおそれがあるとするならば、私はある程度そういう方向に進むべきではないであらうか、こう考えるわけでございます。

さらに、先ほど来問題になっておつた、いわゆる営利を目的とするもの、営利を目的としないもの、これらが同一に取り扱われておりますから、つまりは美観風致を維持し、公衆の危害を防止する、こういう美名に隠れた取り締まり、その結果が民主的運動をも弾圧するという結果に相なつてしまふ、こういうことですから、この法律そのものも相当まだ不備があるのではないであらうか。ために、大きな声で討論を続けておりまして、私も、私も自身が現実にはその法律に違反し、条例に違反しておる。残念なことだけれども現実にはそうなんです。だから、そういうことがほんとに正しいのであろうかといわざるを得ないわけですね。どうしたならばその矛盾が解決できるであらうか、これを私は真剣に考えなければならぬと思ふのです。この辺のところ、局長いかがでしょうか、どのようなお考え方を持っていていらっしゃいますか。

○吉田(泰)政府委員 この規定の目的とするとところから見まして、営利、非営利という区別はできないし、またそれをするところ自体が一方では広告物の内容に關与してしまふという問題がございす。そういうことで現行法では一切の広告物を平等にとらえて規制の対象にいたしておりますが、実際の運用をいたしましては、先ほど来のいろいろな御指摘もございまして、同じく形式的に違反すると申ししましても、一時的な一回限りというやうなものにどれほど直接に罰則を適用すべきかというのをよく考えなければならぬわけでありまして、表現の自由、言論の自由の問題ともからみまして、法律上その区別はなかなか困難でありますけれども、運用のあり方としては、長期間継続的に掲出される広告物と必ずしも同じように機械的に運用すべきものでもない、このように考える次第であります。

○渡辺(武)委員 運用の面で分けていけばいいのだとおっしゃる。現実に法律の内容は、先ほど来の討論にもありましたように、たとえば選挙運動の期間のうちに公職選挙法によつてそれが優先をしていく、こうおっしゃるわけですが、現実にはやはりものごとを行なうためには準備運動が必要でございまして、準備の期間というのは相当ある。たとえば、つい先日、勤労者が企業に通う場合、準備活動として通勤という行為が必要なのだ。したがつて、会社に通うあるいは家に帰るといふ行動そのものも業務上災害として認定をしよう、こういうことになつていくわけですから、つまりはものごとには準備期間が必要だ。そうしますと、公示から投票日まではいけれども、それ以外のものはすべてこの広告物法が適用されるのだ、こういうお返事だったわけでしょう。適用されるながらも運用の面では除外をしていくと、どこに書いてあるのですか。どういふことですか、局長。

○吉田(泰)政府委員 公職選挙法の立て方の問題考えますと、あの期間をもつて選挙活動をするのだといふことで定められておまして、それを私どもは援用して、その期間は適用除外するということをお考へているわけでありす。準備あるいは事後といふことも、選挙期間に近い時期であれば十分考えられるわけでありす。どこまでを限つていいかといふこともありますが、なかなか条例などで明確には定めがたいことではないか、こう思つておる次第であります。やはり、現在も実際に運用されておるやうな各府県における行政の運用といふことにゆだねるということが最も適切な解決のしかたではないかと考えておるわけでありす。

○渡辺(武)委員 それは局長自身の主観による適切な処置であつて、私は決して適切だとは思ひません。たとえば、われわれ自身が国民に對して国政の報告をしようとする、あるいは県会議員が県政の報告をしようとする、そういう場合は不特定多数の方々にそれらのことを知らしめていかなければいかぬ、こういう場合も往々にして起こつてまいらるわけですね。それらはすべてこの広告物法によつて規制をされていくということですから、実際にはこれは非常に大きな問題があると思ふのです。

そこで、局長も御存じのように、「ネコを追うよりさらを引く」といふことばがあるんですよ。先ほど来電柱の問題がございまして、電柱に張つ

な考え方として、いまも申し上げておりますように、一方で公衆の危害を防止しあるいは美観を維持するために規制が必要だ、その必要性は十分に認めております。ところが他面、そういうために国民が受ける制約が基本的人権にまで及ぶ、あるいは言論の抑圧ということに通過することがあつてはなりませんので、この点だけは十分慎重に再検討していただくことを要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○服部委員長 次回は、来たる二十日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十二分散会

うことで、実際問題、先般の都会議員の選挙を見ましても、あの宣伝ビラを張るのに非常に苦心しておるといふ状況は、建物の構造からいろいろ変わつてきておりますし、なかなかむずかしくなつてきておる。それに電信柱にもいかにぬといふことになる。また実際に電信柱には紙ができないような装置をするといふような計画もいましてあるわけでありまして、だんだん締め出しを食つていくようなことになるといふことを考えてみますと、先生の御提案の、何か公営の掲示板みたいな場所をつくるべきだといふことも私は一つの大きな提案だと思ひます。ことしといふことには間に合いませんが、来年度等につきましてひとつ十分に検討させていただきたいと思ひます。

○渡辺(武)委員 そういふ面で、私は規制を強化する必要も認めますが、一方規制を強化することによつていま申し上げているような憲法上の問題、基本的人権の問題等々が出てまいりますから、一方ではそれを救済する具体策といふものがあわせて考えられていかなければいかぬ。大臣も早急にそういう検討をしておつしやつておるわけですから、その検討にまします。ましますが、とりあえず、こういう規制を強化する問題はややもするとそういう問題が起こるので、ここで何らかの方法がやはり必要ではないであらうか。つまり、そういう面に対する配慮がなされていらないと、論議がされておりましたような、いたずらな摘発といひますか、検挙が行なわれてしまふ、こういう事態があるわけですから、その辺は相当慎重に取り扱つていただきたい、私はかように考えるわけでございます。

したがって、私は実は法案の内容そのものをあまり云々したくないのです。というのは法そのものにこのままであれば私は賛成しがたいわけですから。ほんとうは規制を強化すると同時にそういう措置がとられるといふことが必要なわけですが、れども、そうではありません。したがって、法案そのものの詳細な検討には入りませんが、基本的

うことで、実際問題、先般の都会議員の選挙を見ましても、あの宣伝ビラを張るのに非常に苦心しておるといふ状況は、建物の構造からいろいろ変わつてきておりますし、なかなかむずかしくなつてきておる。それに電信柱にもいかにぬといふことになる。また実際に電信柱には紙ができないような装置をするといふような計画もいましてあるわけでありまして、だんだん締め出しを食つていくようなことになるといふことを考えてみますと、先生の御提案の、何か公営の掲示板みたいな場所をつくるべきだといふことも私は一つの大きな提案だと思ひます。ことしといふことには間に合いませんが、来年度等につきましてひとつ十分に検討させていただきたいと思ひます。

○金丸国務大臣 言論、表現の自由を抑圧してはならない、保護していかなければならぬことは当然であります。

〔渡辺(栄)委員長代理退席、委員長着席〕

いま先生からお話がありましたように、公営の掲示板を考へるということは――規制、規制とい

昭和四十八年八月二日印刷

昭和四十八年八月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局